

柳井市ごみ収集車広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、柳井市が保有するごみ収集車（以下「ごみ収集車」という。）への広告掲載に関し、柳井市広告掲載要綱（平成18年11月24日制定。以下「要綱」という。）及び柳井市広告掲載基準（平成18年11月24日制定。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格、広告掲載料等)

第2条 広告の規格、掲載位置及び広告掲載料は別表のとおりとする。

(広告内容のデザイン等)

第3条 ごみ収集車に掲載する広告の色彩、意匠、デザインその他は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 道路交通の安全を阻害するおそれのないこと。
- (2) 車両運行上の支障とならないこと。
- (3) 都市景観との調和を損なうものでないこと。
- (4) 発光、蛍光、または反射効果を有する材料を使用しないこと。
- (5) 地色が原色の赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機、道路標識等の効果を妨げるおそれのないこと。
- (6) デザイン構成がストーリー性のある4コマ漫画や映像表示でないこと。
- (7) 絵柄や文字が過密でないこと。
- (8) ごみ収集運搬作業を広告主が行なっていると市民が誤解するおそれがないこと。
- (9) その他、周囲の運転者の誤解を招くおそれ、又は注意力が散漫となるおそれのないこと。

(広告の掲載方法等)

第4条 広告の掲載方法は、ラッピング・フィルム等で再剥離が可能な素材を車体に貼り付ける方法とし、車体への塗装は行なわないものとする。

2 前項の広告の素材は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去の際に車体の塗装の剥離等を生じさせないものとする。

3 広告主は、広告の掲載及び撤去を行うときは、ごみ収集車の運行業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

(広告の掲出期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として1年単位とする。ただし、広告掲載の申込みをしようとする者が希望する場合は、1月単位でも認めるものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、ごみ収集車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市長がごみ収集車の運行管理状況等を勘案して、その枠数、募集期間

等を決定の上、市ホームページ、広報やない等により行なうものとする。

(広告の作成等の費用負担)

第7条 広告の作成費用、ごみ収集車への広告掲載費用及び掲載期間が終了したときのごみ収集車からの広告撤去費用は、広告主が負担するものとする。

(現状回復)

第8条 広告の現状回復については、次の各号に定める。

- (1) 市長が故意に広告を損傷又は破損させた場合を除いては、広告主の責任及び負担にて現状回復する。
- (2) 交通事故等により広告が損傷又は破損したときは、市長がその責任において現状回復する。
- (3) 経年に起因する広告の色あせ、劣化等の補修又は修復については、広告主が現状を確認し、その処置をしなければならない。その費用は、広告主が負担する。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長又は広告主のいずれかが現状回復をする必要があると認めたときは、双方で協議して決定する。

(損害賠償)

第9条 市長は、次の各号に該当する期間において広告を行わないことにつき、損害賠償の責めを負わない。

- (1) 法令に基づく車両整備及び点検を行う期間
- (2) 車両が事故、故障等のため、修理で収集業務のできない期間
- (3) 広告の掲出、撤去及び変更に要する期間
- (4) 広告の原状回復又は維持管理に要する期間

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年9月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に納入通知を行った広告掲載料については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

広告の掲載位置及び規格	広告掲載料（1台当たり）
側面 縦0.9m×横1.6m以内	3,200円／月
後面 縦0.7m×横1.4m以内	38,400円／年

（注）広告掲載料は、消費税及び地方消費税の額を含む。